

自分で書いて  
早めの提出を

# 税の申告受付が始まります

平成27年分の所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付がまもなく始まります。

申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。国税庁や市のホームページをご利用いただくと、インターネットを通じて申告書が作成できます。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告書の提出は不要です。



市役所の市・県民税申告会場（昨年の様子）

**問合せ** 所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税  
⇒大垣税務署（☎78-4101 自動音声案内2番）  
市・県民税⇒大垣市役所課税課（☎47-8179）



## 所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は市民会館で

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

次に該当するような人は、市民会館で申告をしてください。

- 株式・土地などを売った人
- 青色申告の人
- 事業に伴う経費の算定が不明の人

- 新たに事業を始めた人
- 雑損控除を受ける人

- 修正・訂正・準確定の申告をする人
- 損失の申告をする人
- 初めて住宅ローン控除を受ける人

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告	
とき	2/16(火)～3/15(火)の平日 9:00～17:00 ※申告書の作成には時間を要しますので、16:00までにご来場ください
ところ	市民会館3階 大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

### 郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

\* 郵送先／大垣税務署（〒503-8556 丸の内2-30） ※時間外文書受付箱（税務署の南東に設置）への提出も可

\* 備考／申告書の控えに税務署の收受印が必要な人は、返信用封筒（切手貼付）を同封

## 市・県民税の申告受付は市役所と出張会場で

市・県民税の申告受付は、市役所と7か所の出張会場で行います（下表のとおり）。

申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費

領収書の計算や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

### <申告に必要なもの>

- ① 申告書、印鑑、筆記具、計算機
- ② 源泉徴収票（原本）
- ③ 営業、農業、不動産などの収

入がある人は、帳簿・書類など

④ 各種控除を受けるための証明書など

・ 医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など

・ 社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書

・ 生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書

・ 障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書

・ 勤労学生控除…在学を証明する書類

・ 配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類

・ 寄附金税額控除…受領証など

### 郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

\* 郵送先／大垣市役所課税課（〒503-8601 丸の内2-29）

		とき	ところ
市・県民税の申告	主会場	2/16(火)～3/15(火)の平日	8:30～17:00 市役所4階 大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません
	出張会場	2/2(火)・3(水)	9:00～16:00
2/4(木)・5(金)		中川地区センター1階 多目的ホール	
2/8(月)・9(火)		墨俣地域事務所1階 大会議室	
2/17(水)・18(木)		子育て総合支援センター1階 多目的ホール	
2/23(火)・24(水)・25(木)・26(金)		赤坂総合センター3階 ホール	
3/1(火)・2(水)・3(木)・4(金)		上石津地域事務所2階 2-1会議室	
3/9(水)		情報工房5階 スイंकホール	

【おわびと訂正】本紙1月15日号に掲載した上石津地域事務所会場の「とき」に誤りがありませんでした。正しくは、上記のとおりです。おわびして訂正します。

## 市・県民税 主な変更点

### ● 特例控除額の上限額が拡充されました

「ふるさと納税」に係る特例控除額の上限が、個人住民税の所得割額（調整控除後）の10%から20%に拡充されました。

### ● 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました

申告を要しない給与所得者などが「ふるさと納税」をした場合、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人住民税の寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。この特例を申請した場合、寄附金控除の申告による所得税の還付を受ける代わりに、所得税還付額相当分が、翌年度に賦課される個人住民税所得割額から減額されます（「申告特例控除」）。

### 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』の注意点

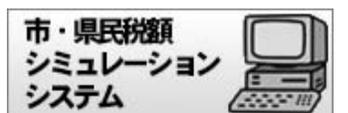
- ◆ 次のような場合、ワンストップ特例申請が無効となります。
- ◆ 所得税の確定申告または住民税の申告を行った場合
- ◆ ふるさと納税をした自治体数が6以上の場合
- ◆ 申告特例申請書に記載された住所と平成28年1月1日現在の住所が異なる場合
- ◆ 平成27年1月～3月中にふるさと納税をした場合

## ネットで作れる市・県民税の申告書

市は、インターネットを通じて市・県民税の申告書作成や税額試算ができる「市・県民税額シミュレーションシステム」を導入しています。

平成28年度（27年収入）分も対象になりますので、ぜひご利用ください。

▶ 利用方法／市HPにあるバナーからシステムに入り、画面の指示に従いながら、源泉徴収票の数字などを入力



▶ 備考／インターネットや電子メールによる申告受付は行っていません。申告書は印刷し、郵送または持参で、課税課（〒503-8601 丸の内2-29）へ提出

▶ 問合せ／同課（☎47-8179）へ